

武力紛争が条約に及ぼす効果（三）：国際法学会 ヘルシンキ決議（一九八五年）の批判的検討

その他のタイトル	The effect of armed conflicts on treaties (3) : A critical study of the Helsinki Resolution adopted by the Institut de Droit International in 1985
著者	坂元 茂樹
雑誌名	関西大学法学論集
巻	44
号	2
ページ	188-228
発行年	1994-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00024645

武力紛争が条約に及ぼす効果 (三)

——国際法学会ヘルシンキ決議 (一九八五年) の批判的検討——

坂 元 茂 樹

目次

第一章 序論

第二章 本主題をめぐる国際法の理論状況

第一節 理論の錯綜

- (一) 学説の展開(以上、四一巻四号)
 - (二) 国家実行の不統一
 - 一 米 国
 - 二 英 国
 - 三 フ ラ ン ス
 - 四 イ タ リ
 - ア 五 ド イ ツ
 - 六 フ ィ ン ラ ン ド
 - 七 日 本
- (以上、四三巻五号)

(三) 判例の混迷

一 国内判例 (1) 米 国 (以上、本号)

第二節 法典化の試み

- (一) 国際法学会クリスチャニア規則案 (一九一二年)
 - (二) ハーヴァード草案 (一九三五年)
 - (三) 米 国 対 外 関 係 法 第 二 リ ス テ イ ト メ ン ト (一九六五年)
- 第三章 国際法学会ヘルシンキ決議 (一九八五年) の成立
第四章 結 論

第二章 本主題をめぐる国際法の理論状況

第一節 理論の錯綜

(三) 判例の混迷

一 国内判例

本主題について各国の学者の見解や国家実行にさまざまな相違があるのと同じく、実は各国の裁判所の判例もこの問題に対してかなりまちまちで多様な対応をみせている。⁽¹⁾

(1) 米 国

そうしたなかで、比較的統一的な判例を残しているのは、米国である。オッペンハイムの言葉を借りるまでもなく、「米国の裁判所が、この問題について多くの有益な判決を下している」⁽²⁾ことはまぎれもない事実である。このような豊富な判例を生みだした背景には、先に述べたように、将来の政策決定の幅を狭めたくないとの考慮から公式的な態度の表明をできるだけ避けてきた国務省に対して、裁判所にはこうした選択の余地が許されず、付託されるこの厄介な問題について否応なく回答せざるを得なかったという事情が潜んでいたように思われる。こうした関係はまた、米国における本主題の理論が、一方において行政府の行為を通じて、他方において司法判決を通じて形成されてきたことを意味する。⁽³⁾それはまた、当然のことながら、この両者の結論が必ずしも一致しない場合が生じうることを示唆している。しかも、こうした混乱の要素にいつそう拍車をかけたのは、米国の裁判所が法廷にもちこまれた条約の効力について国務省に尋ねる習慣をもっていなかった、という驚くべき事実である。⁽⁴⁾その結果、同一の条約の効力に関して、しばしば国務省の見解と裁判所の見解が異なるという事態が生じた。紹介にあたっては、煩雑になることを厭わず、こうした点についてもあわせて言及したい。なお、以下に紹介する判例はかならずしも網羅的なものではないが、戦争が条約に及ぼす効果という主題を扱った米国の主だった判例をできるかぎり取り上げることとした。

① 在外福音伝道協会事件 (*The Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts v. Town of New Haven*) (一一八二)

武力紛争が条約に及ぼす効果(三)

三年)、米国最高裁判所

こうした米国の判例のなかで最初に注目されるのは、一八二三年の米国最高裁判所における在外福音伝道協会事件判決であった。本事件は、行政府が戦前の二国間条約の効力について何らの態度決定も示さない時に、司法府が本主題を取り扱った最初の事例である。最高裁判所に提起された論点は、一七九四年のジェイ条約第一〇条の規定が、一八二二年に発生した米英間の戦争によって影響を受けたかどうかという点であった。⁽⁶⁾

〔事実〕

英国籍の協会である「在外福音伝道協会」(The Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts) は、一七六一年に英国王によって下賜され、一七九四年にバーモント州によって収用された土地の占有回復を求める訴訟を提起した。同協会は、ウィリアム三世 (William III) が在位一三年目に発した特許状によって、英植民地内での福音伝道のために設けられた。一七六一年一月二日、英領ニューハンプシャーの総督が英国王の名によって土地を下賜した。この下賜により、英領ニューハンプシャーの地域が、当該地域の住民及び彼らの相続人並びに譲受人に付与されることになった。下賜された地域は町に編入され、ニューヘブン (New Haven) と名付けられた。地域は六八の地区に分割され、その一つが「在外福音伝道協会」に譲渡された。本件の不動産占有回復訴訟で原告が要求した土地は、この分割によって生じたものである。

一七九四年一〇月三日、バーモント州の州議会は制定法を可決し、バーモント州内に存し、独立以前に英国政府の権限に基づいて「在外福音伝道協会」に譲渡された土地の権利は、その土地が属する町に永久に譲渡されるものと定めた。この制定法により、町の行政委員に、土地を年単位の賃貸料をとって貸与する権限が与えられた。この制定

法に基づき、ニューヘブンの行政委員は、一八〇〇年二月一〇日、被告ウィリアム・ウィーラー (William Wheeler) に、請求されている土地の一部の永久貸与を実施した。年間賃貸料は、五ドル五〇セントだった。⁽⁷⁾

これに対し、福音伝道協会は土地の占有回復を求めた。同協会の請求の基礎とされたのは、一七九四年一月九日のジェイ条約第九条であった。同条は、大略、「米国領域において現在土地を所有する英国臣民及び英国王の支配下において現在土地を所有する米国民は、みずからの財産権及び権原の性質と保有条件に応じて引き続き土地を保有する」旨、規定していた。⁽⁸⁾ 同条約の第二八条によれば、同条約の最初の「一〇カ条は「永続的」(“permanent”) なるものであると宣言されていた。⁽⁹⁾ これに対して、被告側の弁護士は、「当該協会は外国法人であるので、その外国籍のゆえに、バーモント州において土地を保有することはできないし、その権利は一七八二年の平和条約〔筆者注：仮条約〕によって保護されえない。仮に保護される場合であっても、一八一二年から一四年の米英の戦争によって同条約は終了した。その結果、その条約に由来する権利も消滅した」と主張した。このように被告側の主張は、仮に原告が平和条約によって保護されるとしても、先の戦争は同条約を終了させ、従って、同条約に基づく民事上の権利も米英戦争の平和条約であるガン条約によって復活されない限り終了する、というものであった。

〔判決〕

これに対して、米国最高裁判所のワシントン判事は、被告側の主張を次のように整理し批判した。

「被告は、一七九四年の制定法にのみ基づいた議論で土地に対する権原を主張し、同規則の効力によって原告の権原は剝奪されたと主張する。しかし、……この法は、この点に関する最高法規とみなされる平和条約に違反して制定されたものであるため、完全に無効である。そこで、本件に当該制定法を適用しないならば、一七九四年のジェイ⁽¹⁰⁾

条約によつて確認された原告の権原は、先の戦争による影響を受けないことになる。……ある条約に基づいて不動産が購入され若しくは保証されている場合、条約が消滅すればかかる不動産に対する権利も消滅すると認めることは、最も危険である。実際、国内法が無効になつても当該国内法に基づいて取得された権利は影響されないように、条約の終了はそれによつて付与された権利に影響を及ぼすことはない……。

……平和が回復した時に明示若しくは黙示に復活される場合を除き、両政府間に生じた戦争は、その事自体によつて (*ipso facto*)、条約を消滅させるという弁護人の主張を認めることはできない。この問題を一般的表現で扱う国際法の初期の学者が示した理論の許容範囲がどのようなものであれ、我々は主張されている理論は普遍的眞実ではないということに満足を覚える。その目的や趣旨に鑑みて、戦争によつて終了する性質の条約は存在する。しかし、領土に関する永久的な取極……を意図するか、あるいは条約の文言が将来戦争が発生した場合のことを規定している場合、条約が戦争の発生によつて消滅するとするのはすべての正しい解釈規則に違反することにならう」として、

「米英間のジェイ条約第九条は、一八一二年の戦争の発生によつて終了しないと多数決でもつて判示した。すなわち、

「永続的な権利を規定する条約や一般協定、永代所有権を目的とすることを明言する条約、さらには平時と並んで戦時の場合を取り扱う条約は、戦争の発生によつても終了せず、せいぜい戦争が続く間停止するのみである。そして、それらの条約が当事者によつて放棄されなければ、あるいは新しい且つ矛盾する規定が作成されない限り、それらの条約は平和が回復した時にその効力を復活する」¹¹⁾

と述べて、原告勝訴の判決を下したのである。このように本判決では、永続的権利を規定する条文は戦争にもかかわ

らずその効力が保持されるとの考え方が示されている。(二)で紹介した一八八五年のベイヤード国務長官の書簡とは異なる考え方が採用されているのである。これまでの議論に則していえば、本判決では条約の可分性を前提に議論が構築され、いわゆる一般的な消滅主義の考え方は否定されているといえる。⁽¹²⁾ 消滅主義の考え方が幅をきかせていた一九世紀の初頭という当時の状況を考えると、本判決の先駆性はいっそう明らかであろう。⁽¹³⁾ 現に、既に(一)で紹介したように、米国大統領がその後のメキシコとの戦争(一八四六年―一八四八年)に際して、「戦争状態は、交戦国間の既存の条約を廃棄させる」と明言したことを考え併せればなおさらである。一九世紀初頭に示されたこの判決は、その後の米国裁判所の判例に大きな影響を及ぼすこととなったが、さらに米国の判例の流れを決定づける事件が起きた。それが、次に紹介する二〇世紀初頭のニューヨーク州最高上訴裁判所の判決であった。⁽¹⁴⁾

② テクト対ヒューズ事件 (*Techt v. Hughes*)⁽¹⁵⁾ (一九二〇年)、ニューヨーク州最高上訴裁判所

第一次大戦の同盟国と米国との間の平和条約発効以前に下された本判決は、米国における本主題に関する理論形成に重大な影響を及ぼした、まさに歴史的判決であった。⁽¹⁶⁾

〔事実〕

米国がオーストリア・ハンガリー帝国に宣戦を布告してから二〇日後の一九一七年二月二十七日、ニューヨーク市にわずかな不動産を所有していた一人の米国民が遺言を残さぬまま死亡した。故人には、二人の娘がいた。一人は、この事件の原告となったサラ・テクト (*Sara Techt*)⁽¹⁷⁾、一九一一年一月にオーストリア・ハンガリー国籍の夫と婚姻し、米国に在住していた。彼女は、当時効力を有していた国籍法に基づいて米国の市民権を失い、夫の国籍を取得していた。もう一人の娘は、本事件の被告であるエリザベス・ヒューズ (*Elizabeth Hughes*)⁽¹⁸⁾ で、米国籍の男性と

婚姻していた。事件は、父の死亡による不動産の相続をめぐる争いであった。

エリザベスは、第一審では、サラが「敵性外国人」(“alien enemy”)⁽¹⁷⁾であることを理由に、故人のすべての財産の相続権を主張した。なお、ニューヨーク州の法令は、米国民と「友好的外国人」(“alien friend”)のみに不動産の所有を許していた。ところが記録によれば、サラは、米当局によって、戦争の開始後、敵国民として拘留されることもなかったし、対敵通商法やその他の規則によって「敵性外国人」の地位に置かれることもなかった。第一審では、「対敵通商における敵性認定の基準は実際の住所地である、という現代の規則に照らすと、米国の居住者であるテクト夫人は、ニューヨーク州不動産法第一〇条の意味における『友好的外国人』である」と判示された。つまり、サラの敵性認定は認められず、エリザベスの訴えは斥けられた。その後、財産分与の確認を求めるテクト夫人の訴訟の経緯の中で、再び彼女が不動産相続権の地位を有するかどうかの問題が生じ、そこでは、サラがその根拠とする一八四八年の米國・オーストリア通商条約第二条の効力が争点として浮かびあがった。同条は、大略、「両当事国のいずれかの領域で、不動産を所有する者が死亡した場合、かかる不動産は、不動産の所在する国の法令によって欠格者とされない者に相続される」⁽¹⁸⁾と規定していた。このように裁判は、両国間における戦争の発生にもかかわらず、原告の主張する通商条約がその有効性を維持しているかどうかをめぐって争われることとなった。⁽¹⁹⁾

〔判決〕

この訴えに対して、カルドローゾ判事は、

「戦争が交戦当事国の既存の条約に及ぼす効果は、法律上未解決の問題の一つである。古い学者は、時折、条約は戦争に至るやその事自体によって (*ipso facto*) 終了する、と述べた。現代の学者は、こうした何らの例外も認めな

いような所説を否定する。今日の国際法は、こうした問題を實際的に取り扱う。国際法は基準を設定するが、みずからを規則で拘束はしない。即ち、同盟条約は失効する。国境条約、割讓条約、『処分』条約等は存続する。もちろん、敵対行為を規律する条約もそうである。……〔しかし〕これらの事例は明確且つ最終的な原則を示すものではない。それらは、同一の原則の諸例にすぎない。それらは、一つの基準の適用にすぎない。その原則又は基準とは何かと問われれば、……、明示に条約が終了されない場合、敵対行為の状況と両立する条約の諸規定は実施され、両立しないものは履行が拒否される、というものだ。条約の他の部分が停止又は廃棄されるという単なる事実は決定的なものではない。条約は、それが不可分な性格を持つものでなければ全体として失効するものではない」と述べた。さらに、通商航海条約は戦争によって停止又は終了するという議論に対しては、

「国家間の通商に関する規定とそれぞれの国家の領域内における土地の保有に関する規定は区別しうる」として、「一八四八年条約の〔当該規定の〕実施によっても、国家の安全又は戦争の存続という政府の政策との矛盾は生じない」と判断されるので、原告は当該条約によって承認された相続の地位を享受する」(傍点筆者)

と判示したのである。このように、この判決は、条約規定と戦時における国内政策との両立性をこの問題に対する基準 (test) として採用した。前節において、筆者は、この判決を客観説の一部と位置づけたわけだが、この判決の詳細な紹介を機会に、若干の留保を付け加えておきたい。というのは、カルドーン判事が用いた両立性の基準は、あくまで、戦時において条約の実施が米国の国内政策と両立するかどうかというものであって、ブルンチュリやフィオーレが提唱した、条約規定の実施と戦争状態との両立性という国際法に基づく客観的基準とは厳密な意味では同一ではないからである。なぜなら、国際法は特定の国家の国内政策に左右されるものではないからである。⁽²⁰⁾ 見方を換えて言

えば、この判決は、条約によつて確立された権利や特典を一方の当事国の国内政策との両立性に委ねるものである、という問題を内包しているように思われる。

同判決におけるカルドローゾ判事の立論のもう一つの特徴は、彼が条約の可分性を前提に議論を構築していることである。⁽²¹⁾ 経塚教授が指摘されるように、戦争が発生した場合、「一般に、通商航海条約は、終了又は停止のカテゴリーに入るとされている。理由は、通商は当事国間の友誼的交流が前提とされるからである。ところが判事は、通商航海条約のすべての条項が、当事国の友誼的交流を前提にする通商に係するものだけではない」として、「一八四八年の通商航海条約も、両国間の通商に関連する規定は終了又は停止するが、『本訴訟の対象となつた』両国の領域内における土地の保有に関する規定は存続すると分けて判示している」⁽²²⁾のである。

いずれにしても、条約規定の実施と戦時における国内政策との両立性という基準を示したこのニューヨーク州の判決は、米国最高裁判所の判決と変わらぬ権威をもつて、その後の米国の判例に大きな影響を与え続けることになつたのである。

③カンザス州対リアドン事件 (*State of Kansas v. Reardon*) (一九二六年)、カンザス州最高裁判所

〔事実〕

一九二四年、カンザス州に土地を保有する一人の米国民アダム・ライバッチハ (*Adam Leibach*) が遺言を残さぬまま死亡した。彼には、プロシアに住むドイツ人を除いて、親戚がいなかった。ちなみに、米国は、一八二八年、締約国国民に対する無遺言死亡者の土地の相続の特権を相互に承認する条約をプロシアとの間に締結していた。本訴訟で、原告のカンザス州は、被告人は条約の文言に基づいて土地を売却しその収益を回収する権原があると主張しているが、

外国人であるライバッハの親戚は土地を相続しえないと反論し、当該土地の所有者の裁決を求めてきた。カンザス州は、一九一七年から一九一八年の米・独間の戦争によって一八二八年のプロシアとの友好通商条約は効力を失っており、仮にそうでないとしても、一九二二年一月一日に効力を発生したドイツとの単独講和条約（ベルリン条約）批准後に、米国は戦前の二国間条約を復活し効力を維持するための積極的措置をとっていないので同様の結果が生じている、と主張した。

〔判決〕

これに対して、カンザス州最高裁判所は、原告であるカンザス州の訴えを斥ける判決を下した。すなわち、

「(a)一八二八年のプロシアとの友好通商条約は、戦争によって終了しなかった。互恵的な相続の特権は、条約は平時においてのみ運用されることを意図しているとの推定を与え戦争の遂行と関連がない。

(b)ベルリン条約によって、ドイツはヴェルサイユ条約において米国のために規定されたすべての権利と利益を確認した。すなわち、ヴェルサイユ条約第二八九条は、『各同盟國又ハ聯合國ハ……獨逸國トノ間ニ復活セシメンコトヲ欲スルニ二國間條約ヲ獨逸國ニ通告スヘシ。……六月ノ期間内ニ……通告アリタルモノニ限り……復活スヘク其ノ他ノ一切ノ條約ハ消滅スヘシ』と規定していた。……その結果、それは、戦争によって停止したり終了した条約のいかなるものをも復活させる特権を米国に与えていた。しかし、このことは、終了していない条約が効力を存続するためにもこの手続が欠かせないということの意味するものではない」²³

と判示した。このように本判決は、一八二八年の友好通商条約はそもそも戦争の発生によって終了していないので、仮にベルリン条約の規定に基づく復活の対象とならなかったとしても、そうした事実によって終了したとみなすこと

はできないと判示して、カンザス州の訴えを斥けたのである。しかし、判決がいうように、同条約が平時においてのみ運用されることを意図していると推定されるならば、逆に戦争の発生によって終了又は停止していると考ええることも可能なわけで、判決の論理は必ずしもすつきりしない。条約は終了していないとする裁判所の判断の根拠をもつと提示すべきであろう。いずれにしても、戦前の二国間条約のうち、仮に復活の対象にならない条約があったとしても、当該条約そのものがそもそも終了や運用停止の対象となっていない場合もあるとして、その事実のみをもって条約が自動的に終了したとみなすことはできないと判示した点は注目に値しよう。もちろん、本判決を私的権利を規定した条文の尊重を認めた、米国の特徴的な判例の一つとして位置づけることも可能である。

④ マッカンドレス対米国事件 (*McCandless v. United States*) (一九二八年)、第三巡回控訴裁判所

〔事実〕

本件は、人身保護令状の申立ての事件である。申立てて人であるマッカンドレス (*McCandless*) は、北米の六部族連合の一つであるイロクォイ族のインディアンである。彼は、カナダにある同族の居留地で出生し、米国の建築用鉄材工場の労働者として雇用されていたが、移民法に違反したとして逮捕された。これに対し、彼は、一七九四年のジェイ条約第三条の適用を求め訴えた。同条は、大略、「英国の臣民及び米国の国民、さらに両国の国境線のいずれかの側に居住するインディアンについては、いつでも、それぞれの領域への出入国、また、各々のあらゆる湖、河川及び水域の航行、お互いの間の貿易・通商を自由に行いうることに同意する」旨を規定していた。⁽²⁴⁾ 地方裁判所は原告の訴えを認め人身保護令状を与えたが、控訴された。第三巡回控訴裁判所での争点は、ジェイ条約が一八二二年の米英間の戦争によって終了したかどうかに絞られていた。

〔判決〕

しかし、バフィントン判事 (Buffington) は、この問題に直接答えず、まったく別の角度から、地裁の判決を支持する判断を示した。すなわち、

「われわれは今ここで、ジェイ条約の兩署名国の権利義務を取り扱っているのではなく、署名国の共同行為によって創設された第三者の権利を扱っているといえよう。事柄の性質上、条約や条約上の権利は戦争によって終了し、再び存在するためには新しい条約によらなければならないと主張されるかもしれないが、こうした論法はこれらのインディアンには適用されない。独立戦争の時と同様に、一八一二年の戦争の時も六部族連合が中立を維持している場合に、交戦国のいずれも六部族連合の地位の変更を望むべき理由は存在しないのである。ジェイ条約が交渉中に、これらの部族は、米英両国の同意によって各自のテリトリーのあらゆる部分に自由にアクセスしうることを主張したのである。そこで、かれらが中立を維持しているにもかかわらず、米英両国が戦争していることを理由に、こうした権利が終了しなければならない理由は存在しないのである」⁽²⁵⁾

と、判示した。⁽²⁶⁾ なお本判決の論理は、類似の問題を扱った一九二九年の米国最高裁判所におけるカーナス事件判決⁽²⁷⁾ (⑥参照) においては採用されなかったが、英国の著名な二人の学者(マクネイアとローターパクト) は、むしろこの判決への支持を表明している。

⑤グース対ブックス等事件 (Goos v. Brooks et al.) (一九二九年)、ネブラスカ州最高裁判所

〔事実〕

米国とドイツが戦争状態にあった一九一七年一〇月、一人の米国市民が遺言を残さないまま死亡した。故人の近親

者及び法定相続人はいずれもネブラスカ州に居住しない敵国民であつた。戦後、故人の土地は分割され売却された。ところが何人かの買主は、ネブラスカ州法によれば、同州に居住しない外国人である売主には土地に対する権原がないことを理由に、入札の無効と前払い金の返還を申し立てた。予審法廷はこれを受け入れて売却を無効とした。これに対して、法定相続人は、一八二八年の米・プロシア間の友好通商条約第一四条に基づく不動産相続権を主張した。同条は、「一方の当事国の領土内に不動産を所有する者が死亡して、同地法によつて、当該不動産が他方の当事国の国民又は臣民に相続される場合、当該国民又は臣民には、……不動産を売却し、その収益を回収するための合理的な時間が与えられなければならない」と規定して⁽²⁸⁾いた。当然のことながら、一八二八年のプロシアとの友好通商条約第一四条が有効であるならば、条約規定が優越し相続しうることになる。これに対抗すべくネブラスカ州は、(一)で紹介したアディー第二国務次官補の書簡——「わが国政府は、……通告の期間内に、一八二八年条約を復活させる意図を通告しなかつた。それゆえ国務省は、本条約は現在効力を有していないものと考える」——を引用し、当該条約は戦争の発生によつて終了したとの主張を行った。ちなみに、一九二一年のドイツとの平和条約であるベルリン条約は、米国による通告がなされたものを除き戦前の二国間条約は終了する旨規定していたが、一八二八年条約は通告の對象とはならなかつた。⁽²⁹⁾

〔判決〕

グッド判事 (Good) は、先の判決は破棄されねばならないとの結論を導くにあたつて、まず、

「コモン・ローと制定法に基づけば、同地に居住しない外国人は、コモン・ローと制定法にまさる権限によつて当該外国人の相続権が確保されない限り、相続を行うことはできない」

ことを確認する一方で、

「……〔こうした〕居住しない外国人の土地相続権が条約によって与えられることは、長年にわたって承認されてきた。承認された原則に従えば、条約の文言の狭義の解釈よりも字義にとらわれない解釈が必要である」

との立場から条約と国務省の書簡を解釈し、次のように判示した。すなわち、

「……この書簡には、国務省が、プロシアとの条約は一九一七年一〇月の時点では有効ではなかったとか、あるいは当該条約は米国とドイツの間の宣戦布告によって終了した、との主張を行ったことを示すものは何も存在しない。……条約規定に基づいて個人の権利が付与された場合はいつでも、これらの権利は、当該条約の終了や廃棄によって影響を受けるものではないであろう。敵対行為遂行中に相続財産が売却され、かつその収益が敵国の手に移ったものでないかぎり、敵国人の相続権は条約当事国間に存在する戦争の命運に影響を及ぼすことはできない」として、「本裁判所は、当該条約によって与えられた土地相続権は、米国とドイツ帝国間の戦争状態と両立するし、それによって終了しない」⁽³⁰⁾

との考えを示した。ここでも、通告の対象とならなかった戦前の二国間条約の規定の効力が承認されるとともに、当該規定の戦争状態との両立性という基準が適用されたのである。ここにみられるのは、米国の判例に脈々と受け継がれる、戦争の発生にもかかわらず私的権利に関する条文規定を尊重しようとする一貫した姿勢である。

⑥カーナス対米国事件 (*Kanuth v. United States*)⁽³¹⁾ (一九一九年)、米国最高裁判所

戦争が条約に及ぼす効果の問題を扱うにあたって、これまで比較的寛大な態度をとってきた米国の判例の中にあつて、顕著な例外ともいふべき存在が一九二九年のカーナス対米国事件における米国最高裁判所の判決である。⁽³²⁾ 本事件

は、一九二四年の米国移民法第三条の解釈をめぐって生じた人身保護令状の申立てに関する訴訟である。移民法では、「移民」を「商用や娯楽のために一時的に米国を訪れる外国人……を除く、米国以外の地から米国に向けて出発したすべての外国人」と定義していた。米国最高裁判所は、本事件の審理において、米英間の一七九四年のジェイ条約第三条は一八一二年の戦争によって終了した、と判示した。

〔事実〕

申立て人は、ともにオンタリオ州のナイアガラ・フォールズに居住していた。スコットランド生まれの英国臣民であるメアリー・クック (Mary Cook) は、一九二四年五月にカナダにやってきた。彼女は紡績工としての職を得、仕事のために毎日カナダから米国へ入国していたが、事件発生時には失業中で職探しのために米国への入国を希望していた。他方、イタリア生まれのアントニオ・ダネロン (Antonio Danelon) は、一九二三年にカナダに移住した。父の帰化によってカナダ市民になったと主張していた彼は、米国で一年以上の間働いており、仕事の再開のために入国を希望していた。しかし、両者とも、移民法の解釈上、*“quota-immigrants”* (政府の移民受入れ制限を適用される移民) にあたるとして、同法第三条二項の例外規定 (商用や娯楽のために一時的に米国を訪れる外国人) の対象にならないとして、入国を拒否された³³⁾。実は、同法第二四条に基いて、「……雇用され働くことを目的とする一時的滞在は、同法第三条二項の範囲内に含まれるものとはみなされない」との移民局の規則が、一九二五年九月から施行されていた。

こうした米当局の措置に対して、両名は、一七九四年のジェイ条約第三条 (④参照) を援用した。ニューヨーク州西部地区の連邦地方裁判所は、移民局職員の行為を是認し、人身保護令状の発給を拒否した。事件は控訴され、控訴

審において判決は覆された。第二巡回控訴裁判所は、雇用され働くために、毎日カナダから米国へ入国する外国人は移民ではなく、移民法第三条二項にいう商用による滞在にあたと判示した。移民法が両名を排除していると解釈すれば、一七九四年のジェイ条約に抵触することになると裁判所は考えた。すなわち、第二巡回控訴裁判所は、「ジェイ条約第三条は、一八一二年の戦争によって終了していない。移民法は、可能な限り、先の条約と調和するよう解釈されなければならない」として、「人身保護令状の発給を拒否した地方裁判所の判決は破棄されるべきである」との判断を示したのである。⁽³⁴⁾しかし、事件は上告された。米国最高裁判所に求められた判断は、ジェイ条約が一八一二年の米英間の戦争によって終了したとみなされるか否かという問題であった。米国政府は、当該条約規定は戦争によって終了したと考⁽³⁵⁾えていた。その結果、この問題について米国最高裁判所がいかなる判断を示すか注目されることとなった。⁽³⁶⁾

〔判決〕

これに対して、最高裁判所のサザーランド判事 (Sutherland) は、次のようなアプローチを試みた。

「政府の見解は次の通りである。第一に、条約と移民法の間には抵触はない。しかし、第二に、依拠されている条約規定は一八一二年の戦争によって終了している。〔そこで〕直ちに第二の主張の検討に移ることにしよう。なぜならば、第二の主張が支持されれば、第一の主張は重要性を失い、当該移民法には条約の拘束を受けない解釈が可能になるからである」

として、戦争が条約に及ぼす効果という厄介な主題に取り組んだ。最初に、本主題に関する国際法の理論状況に目を向け、

「戦争が条約に及ぼす効果は、広範な意見の相違が存在する主題である。古い時代の学者が時折主張していた理論とは、戦争が、その事自体によって (*ipso facto*)、戦争を行っている当事国間の条約を終了させるといふものであったが、現代の多数の権威はそれを否定する。近年広く受け入れられているのは、『条約規定が終了するか否かは、その条約の内在的性質による』³⁷⁾という考え方である。しかし、正確にどの条約が終了し、どの条約が存続するかについては意見の一致はない。諸国の学者や各国の実行には、かなりの意見の食い違いがみられる。その主題に関する法はいまだ形成途上にあり、普遍性のある原則の定式化を行うためには、裁判所は相當な注意を払う必要がある。ところが、次のような条約は有効であるという点については、明らかに共通の合意があるように思われる。そうした条約とは、戦争状態において履行されるべき規定、割讓条約、国境条約及びそれに類似の条約、締約国の一方の国民若しくは臣民に他方の締約国の領域内にある土地を所有したり処分する権利を付与する規定、そして一般的には既に履行された行為を表す規定である。他方、政治的な性質をもったもので、その目的が『国家間の協調関係の促進』にあるような友好条約や同盟条約及びそれに類似した条約は、戦争によって間違ひなく終了する条約規定の範疇に入るものと一般にみなされている」³⁸⁾

とした上で、本事件の具体的な条約規定の考察に入った。すでに米國最高裁判所は、前述の在外福音伝道協会事件(①参照)で当該条約の第九条について戦争によって影響を受けない、との判断を示していたこともあり、裁判所の判断がいっそう注目されることとなった。サザーランド判事は、

「第九条と第三条は、まったく異なる事柄に関連している。第九条は、永代所有権を目的とし、性格において既得の且つ永久的な既存の権利を取り扱っている。しかもこれに関連して、所有者及びその相続人並びに譲渡人は外国

人とみなすことはできない、と明示の規定によって定める既存の権利に関するものである。それは、その性質によつて、戦争や平和とは無関係な固定された継続的な権利である。ところが、第三条によつて与えられている特権は、条約を離れてはいかなる義務的な存在でもないところの、また相互信頼の考慮によつて命ぜられ、関係悪化の場合には行使されないという推定に基礎を置く、条約によつて創設された特権である。いかなる意味においても、それは既得権ではない。また、その性質上永久的なものではない。それは、……戦争状態においては必然的に運用を停止するものである。なぜなら、一主権国の国民又は臣民の他国領域への通過又は再通過は、敵対行為の状況と一致しないからである。この結論に至る根拠は明らかである——そうでなければ、反逆的な通商に門戸が開かれることになつてしまふのである。さらに、かかる通商の自由は、戦争の終結に伴う状況とは両立しない可能性のあることは、容易に理解できる。戦争によつて生じた国家間の平和的な関係の乱れは、しばしば深刻なものであり、それに伴う苦痛や不信任感、そして嫌悪感が平和の到来した後もいつまでも存続することがある。……従つて、その規定は、締約国間の戦争にもかかわらず存続する条約規定に分類することはできない。

このような表現、そして付け加えられる可能性のある同様の趣旨の表現は、現在検討中のジェイ条約の〔当該〕規定は一八一二年の戦争によつて終了し、その結果、締約国は同規定に関連するすべての義務を免れ、復活されないかぎり、その時その時の国内政策に基づいて自由に処理していくことができるという我々の結論を是認してゐる〕

と述べて、全員一致でもつて、巡回控訴裁判所の判決を破棄すべきだとの逆転の判決を下したのである。このように米国最高裁判所は、第九条と第三条の可分性を前提に、条文規定をその性格によつて分類し、異なる結論に到達した

のである。①の判例の紹介の際にも触れたが、ジェイ条約第二八条は同条約の最初の「永続的」(“permanent”)なものであると宣言していた。この点について最高裁は、明示に期間が限定されているその他の条文との区別を意図したものに過ぎず、“permanent”という用語は“perpetual”や“everlasting”と云った言葉と同じ意味で用いられているのではないとして、裁判所に提起された問題と関連がないとの態度をとった。⁽³⁹⁾そして、「被告の主張どおり、一八二二年の戦争の後も、以前と同じように、両国の国民及び臣民が国境を自由に行き来し続けたことは事実である。仮にこの問題に関する条約が存在しなかったとしても、彼らは同じことをしていたであろう。つい最近まで、米国の政策は、一定の明確な例外を除いて、全ての者にその忠誠義務にかかわりなく門戸を開いていた。この政策は、我々が最も友好的な関係を常に保ってきたカナダの住民が国境を越えるという特権を引き続き行使することへの米国政府の黙認を十分に説明する。しかしかかる黙認は条約義務の復活を承認しているとの推定を許すものではない」⁽⁴⁰⁾

と述べて、こうした事実を単に礼讓の問題と捉え、控訴審の判決を破棄したのである。⁽⁴¹⁾

この判決に対して、ハーヴァード草案の報告者であったガーナー(J. W. Garner)教授は、「本判決は遺憾である。なぜなら、実行や判例に照らして擁護しえないからである」⁽⁴²⁾との厳しい評価を与えている。しかし、条約の可分性を前提に、個々の条文の性質及びその具体的内容に立ち入って効力問題を扱ったという点では、従来の米国の裁判所の手法に沿うものであることもまた事実である。なお、こうした判決が下された背景には、行政府が条約規定の終了を強く支持していたこと⁽⁴³⁾、仮に第三条を未だ効力ありと判示すれば当時の制限的な米国の移民政策と抵触することになる、といった考慮が潜んでいたものと思われる。⁽⁴⁴⁾その意味で、行政府の態度に強く影響された判決であることは否定

しがたい事実である。⁽⁴⁵⁾

次に紹介する一九三〇年代の二つの訴訟では、米国の裁判所は、ドイツとの戦前の条約に定められたトン税に関する内国船舶との平等待遇の規定の効力を承認した。

⑦ソフィー・リックママー号事件 (*The Sophie Richmers*) (一九三〇年)、ニューヨーク地方裁判所

〔事実〕

一九二一年九月二七日、ニューヨーク港に入港したハンブルグ登録のドイツ船舶ソフィー・リックママー号は、米国内法(改正法第四二一九条及び同第四二二五条)に基づいて、一トン当たり五〇セントのトン税の支払いを強制された。同項は、米国籍でない船舶に対して差別税を賦課しうることを規定していた。ところが、一八二七年の米國とハンザ同盟都市(ハンブルグを含む)との条約⁽⁴⁶⁾、及び一八二八年の米國とプロシア間の友好通商条約は、トン税について内国船舶との平等待遇を規定していた。⁽⁴⁷⁾そこで原告は、トン税の賦課はこれらの条約に違反するとして、支払った税の返還を求める訴訟を提起した。米國政府は、ハンブルグとプロシアのドイツ帝國への併合によって先の条約は終了したと主張した。また、たとえそれらの条約が帝國の形成後も存続したとしても、その後の米國とドイツとの間の戦争によって同条約は終了したと主張した。

なお、同船の入港時には、米國・ドイツ間の敵対行為は停止し貿易關係は再開されていたが、平和条約は締結されていなかった。一九二一年一月一日に発効したドイツとの単独講和条約によって、明示に復活されない条約は失効したものとみなされたが、二つの条約については、復活を示す証拠は存在しなかった。その後、一九二二年三月二日、大統領は、ドイツから受け取った互惠的待遇の保証に基づき、一九二一年一月一日以後のドイツ船舶に對

する差別税の徴収を停止する大統領令を發布した。また、一九二三年二月八日に締結された両国間の新通商条約は、⁽⁴⁸⁾再びトン税に関して内国船舶との平等を規定した。

〔判決〕

事件を担当したマック判事 (J. Mack) は、原告を支持して、

「ドイツとの戦争が開始されるまで、それらの条約は明らかに有効であった。ドイツ帝国の構成部分となった主権国家との条約は、帝国の創設にもかかわらず存続した。……こうした推定に基づいて、政府は新しい通商条約を締結することを差し控えていた。一八二八年の条約は、「ドイツ帝国が成立した」一八七一年以来、有効なものとして、特に両国政府によって承認されてきた」⁽⁴⁹⁾

との判断を示した上で、先に紹介したカルドーン判事の両立性の基準を肯定的に引用しながら、

「少なくとも商品の輸送に影響を及ぼすような通商条約の部分は、私の判断では、合理的に可能であれば、戦争前に行われていた地位を再び取り戻すよう解釈されるべきである。……トン税の相互性がいかなる形で国の安全に影響を及ぼしうるか見極めることは困難である。それ故、一八二七年のハンザ同盟との条約及び一八二八年のプロシアとの条約は、一九一九年七月から一九二一年一月一日の間、効力を有しており、したがって原告は正当な根拠 (cause of action) を有しているというのが、私の見解である」

と述べた。その上で、長年にわたって確立された相互性を尊重する米国の政策と一九二一年一月二日以前にドイツが米国に対して差別的なトン税を課していたことを示す証拠は何も提示されていないことを指摘して、

「この米国の不変の政策に照らして、また他の海運諸国の船舶に付与された一般的な免除に鑑みて、戦争によって

中断されていた貿易関係が回復した時に、異なる事態が行われることを意図していたと推定する十分な根拠は何らないように思われる⁽⁵⁰⁾」

と判示したのである。さらに、同種の事件が今度は米国の請求裁判所で取り上げられることになった。

⑧ フレンスブルク汽船会社対米国事件 (Flensburger Dampfercompagnie v. United States) (一九三二年)、米国請求裁判所

〔事実〕

一九一九年七月一四日、米・独間の貿易関係が再開された。こうしたなか、一九一九年一月に米国の港に入港したドイツ船舶は、一九二〇年一月までは、差別トン税からの免除を受けていた。ところが運航長官 (Commissioner of Navigation) は、一八二八年の条約及びその条約を実施する制定法は戦争の発生によって終了したとの理解から、関税当局に対して、一九一九年七月一四日に遡って一トン当たり一^{ドル}の差別トン税を徴収するように命令した。その結果、すべてのドイツ船舶に対して差別トン税が課せられることとなった。ところが一九二一年一月一日、一九一九年から一九二一年までの間、ドイツが米国船舶に対して差別トン税を課していないとの通告を受けたことを根拠として、税の徴収の停止を命じる大統領令が布告された⁽⁵¹⁾。これに対して、原告であるドイツ船舶の所有者は、税の徴収がなされた当該期間、米国船舶との平等待遇を規定する一八二八年のプロシアとの友好通商条約及び改正法第四二二九条⁽⁵²⁾、並びに条約で定められた権利や特権の尊重を規定した改正法第四二二七条は有効であったので、差別税は課せられるべきではなかったと主張した。その際、原告は、一八二八年の友好通商条約は、ヴェルサイユ条約第二八九条 (ベルリン条約に同様の規定が編入された) に基づいて、米国がドイツに対

して持つ特権——六カ月以内の復活すべき二国間条約の通告——の最終期限である一九二二年五月一日までは失効していない、との主張を行った。ちなみに米国は、本条約についてかかる通告を行わなかった。⁽⁵³⁾

米国請求裁判所に提起された論点は、(1)一八二八年の米国・プロシア間の条約は、ドイツ帝国が形成された一八七一年以降はドイツのすべてに適用可能となっているかどうか、(2)当該条約及びそれに伴って制定された法律によってプロシア船舶に与えられていた差別的なトン税からの免除は、一八七一年以降はドイツ船舶に対しても付与されるかどうか、(3)差別的トン税からの免除の規定をもつ本条約は、一九一七年四月六日に生じた米独間の戦争にもかかわらず存続したかどうか、という三点であった。裁判所は、これら三つの問題に対して、いずれも肯定的に回答した。⁽⁵⁴⁾

〔判決〕

ブース裁判長 (Booth, Chief Justice) は、

「……第四二二七条及び第四二二九条並びにプロシアとの条約第二条の規定がない場合、第四二一九条と第四二二五条に基づき政府が徴収した関税と税金が合法的に徴収されたものとみなすことは、当然である。……原告は制定法に基づく権利を立証しなければならない。……政府がプロシアとの条約第二条に対して与えた解釈に関する弁護人の弁論趣意書における多くの外交文書に論評を加える必要はないと考える。米国政府は、一八六六年の北ドイツ連合及び一八七一年のドイツ帝国の形成の後に成立したドイツにこの条約規定を例外なく適用しうることを承認してきており、その結果、相互性を付与し、プロシア船舶と同じくドイツ船舶にまでそれを拡大したものと考える。……この両国間の相互性という確立された原則は、……一世紀以上継続してきた。

米國が世界大戰に參入した日まで、……一八二八年條約の相互性の規定や第四二二九條の規定は、ドイツの汽船にも適用可能なものとして、米國から承認され、……トシ税はドイツ船舶に課せられたり徴収されたりしなかつた」とした上で、一八二八年のプロシアとの友好通商條約第二條が戰爭によつて終了したか若しくは運用停止されたかどうかという第三番目の論点については、本裁判所の管轄權の問題に絡む問題と位置づけ、

「……その点について裁判所が検討し司法判断を下す必要性は、第四二二七條によつて條約とは無關係に裁判所が管轄權を有する訴訟原因がもたらされるかどうかという点にある。同條の表現をみれば、條約とは無關係に米國を相手どつた訴訟が提起されうるとは言えない。……同條の範疇に入るいかなる主張も、一八二八年條約から發生し、それに依拠していることは明らかである。換言すれば、本裁判所は、訴訟當事國の相對的權利を確認するために制定法ではなく、一八二八年條約に依拠せねばならない。……終了していない現存の條約は『我が國の最高法』である」⁽⁵⁵⁾

と述べて、当該條約の効力について深い考察を加えぬまま肯定している。その際、注目されるのは、問題の期間、当該條約を有効であつたと論証ぬきに述べる一方で、裁判所が、一八二八年の條約は一九二二年五月一日（六カ月の通告期限の日）に終了したと判示したことである。⁽⁵⁶⁾ 確かに國務省は、当該條約は一九二三年及び二四年には効力を有していなかつたとの判断を示したものの、條約がいつ終了したかを特定することを避けていたことを考慮すれば、ずいぶん踏み込んだ内容の判決であつたといえるであらう（この判決は、通告の対象とされなかつたから終了したとの主張を採用しなかつた③、⑤の判決の論理とも異なっていることに注目する必要がある）。しかし、この米國請求裁判所の判断は、戦後のカリフォルニア州高等裁判所の事件で否定されることになる。

ところで、こうした第二次大戦前の米国内判例の姿勢は、戦争の違法化はもちろん、武力行使及び武力の威嚇を禁止する考えを表明した国連憲章採択（一九四五年）以降も基本的に変化することなく、継承されることとなった。言葉を換えていえば、本主題に関する戦前の基準が依然として戦後の米国の裁判所において適用されていることになる。こうした判例の代表的なものとして、米国最高裁判所で争われたクラーク対アレン事件がある。次に、この判例について検討してみよう。

⑨クラーク対アレン事件 (*Clark v. Allen*)⁽⁵⁸⁾ (一九四七年)、米国最高裁判所

米国最高裁判所は、第二次大戦後の本事件においても、テクト対ヒューズ事件における両立性の基準及び条約の可分性の考えをそのまま採用した。本事件は、遺言による不動産及び動産の相続に関する事件であるが、争点となったのは一九二三年一月八日に締結された米独間の友好通商領事条約第四条の効力であった。同条は、「一方の締約国の領域内に動産又は不動産若しくは権益を所有する者の死亡によって、当該財産が他方の締約国の国民——居住者であるか非居住者であるかを問わない——に相続される場合、当該財産又は権益が存在する国の法律によってこの者が欠格者と宣告されていない場合、かかる国民は、収入の発生する国の国民に同様の事例で課せられるかもしれないものの以外の税金等を課せられることなく、こうした財産を処分し且つそこから収益を得るための期間が猶予されなければならぬ」と規定していた。⁽⁵⁹⁾ 同裁判所は、一九二三年の友好通商領事条約第四条の一部は対敵通商法とそれに基づく行政命令によって終了したとしながらも、本件の対象となったドイツ国民による不動産相続に関する当該部分については依然として有効である、との判断を示したのである。⁽⁶⁰⁾ なお、前号で紹介したように、グルー国務長官代理は、この問題に関する司法長官からの諮問に対して、「第四条を、戦争の発生によって実施されていないとみなすだけの

理由は「ないように思われる」として、「国務省は、戦争の発生にもかかわらず、「本」条は、依然として効力を有しているとする貴殿の見解に対して、異議を唱えるものではない」との回答を与えていた。⁽⁶¹⁾

〔事実〕

一九四二年、カリフォルニア州の住人であったアルビナ・ワグナー (Alvina Wagner) は不動産と動産をその地に残して死亡した。一九四一年二月二三日付の遺言によって、ドイツに住むドイツ国民である四人の親戚に彼女のすべての財産が遺贈された。ところが、カリフォルニア州に在住の六人の法定相続人が、ドイツ国民は一九四二年のカリフォルニア州遺言検認法第二五九条⁽⁶²⁾によって遺産受取人としての資格がないと主張して、遺言検認の訴訟手続きにおいて、みずからが相続人たることの決定を求める申立てを行った。同条は、カリフォルニア州に居住しない外国人が、相続又は遺言に基づく贈与によってカリフォルニア州の動産・不動産等を取得する権利をもつのは、当該外国人が住民且つ国民として居住する国で、米国民が動産・不動産等を取得する権利を相互的に承認している場合に限っていた。しかし、その申立てに関する審問は開かれなかった。なぜなら、一九四三年に外国人財産管理局は、この故人の財産におけるドイツ国民のすべての権利、権原及び権益を同管理局に帰属させ、すべての純資産―財産管理費用等の支払いを除く―に対して権利をもつとの訴えを地方裁判所に提起したからである。裁判所でこの訴えが認められたために、先の法定相続人が控訴した。彼らの主張は、米国における財産をドイツ国民が相続し且つ処分することを許す米独間の一九二三年条約第四条は米独間の戦争の発生によって終了し、ドイツ国民は今やカリフォルニア州法の諸規定に基づく遺産受取人としての資格をもたない、というものであった。控訴審である第九巡回控訴裁判所は、一九四六年五月二二日の判決で下級審の判決を破棄し、当該条約は戦争の発生によって終了したとの判断を示していた。

事件は上告され、最高裁判所が、いかなる判断を示すか注目されることとなった。⁽⁶⁴⁾

〔判決〕

最高裁判所のダグラス判事 (J. Douglas) は、一九四七年六月九日、次のような判決を下した。まず、本判決が過去の米国判例の延長線にあることを次のような言葉で明らかにした。すなわち、

「我々は、戦争の発生は必ずしも条約規定を停止したり又は終了させるものではないとの前提から出発する（在外福音伝道協会事件）。もちろん、特定の条約規定が実施されるべきではないということを明らかにするような、特定の条約規定と戦争状態の維持との間に非両立性があるかもしれない（カーナス対米国事件）。あるいは、大統領や議会が、条約全体又はその一部の履行とまったく相いれない国内政策を決定したかもしれない。これは、テクト対ヒューズ事件で示された見解であって、我々はこれを正しいものと考えている……」⁽⁶⁵⁾

と述べ、具体的に本事件の考察に入り、

「我々は、改正された対敵通商法に表明されている国内政策が「一九二三年」条約第四条に基づいてドイツ人に認められている相続権と相いれないものであるとは考えない……。実際、相続による財産の取得は対敵通商法の体制と両立するものだということには黙示の承認がある。なぜなら、外国人財産管理局は、このような相続にありがちなものも含め、あらゆる訴訟手続において敵国人である相続人を代表する権限を明示に与えられているからである……」

と述べた。その上で、國務省のこれまでの態度を総括して、

「國務省の態度は揺れ動いている。一九一八年、ランシング國務長官は、かかる「不動産の処分と相続に関する」

条約規定をドイツ及びオーストリアとの戦争中に有効なもののみなしていないとの見解を示した。今日、国務省が異なる見解をもっていることは明らかである。我々は、本条約の文言を除き、締約国の意思の確かな証拠をもたない。初期の条約の下での態度や行動は、多くの偶発的事件や状況を反映しているため、本条約の解釈に確固たる指針を与えるものではない。関連ある資料や条約それ自体は、戦争の発生によって、条約規定が全部又は一部実施できなくなることを明白に示していないので、我々は、テクト対ヒューズ事件が示すように、権利主張の基礎となる規定が戦時における国内政策と両立するかどうかの決定を求められている。本条約第四条に基づく不動産相続に関するかぎり、国内政策とのいかなる非両立性も見出すことはできない」として、

「条約の諸規定が停止されたり終了しない場合、それらの規定は抵触するカリフォルニア州法の要件に優越する」と判示して、ドイツ国民の不動産相続を承認した。⁽⁶⁷⁾このように米国最高裁判所は、戦前に確立されていた当該条約規定と戦時の国内政策との両立性という基準を本件に適用したのである。もちろん、先に述べた私的権利の尊重という米国の裁判所の特徴がここでも如実に示されている。

⑩マイアー遺産事件 (*In Re Meyer's Estate*) (一九五一年)、カリフォルニア州高等裁判所

本事件では、米国が一八二七年に自由ハンザ同盟共和国との間に締結した条約の効力が争われた。裁判所は、カリフォルニア州の不動産の相続権者としての地位を、当該条約に基づいて、かつてのハンザ同盟共和国の一つであるブレーメンに居住するドイツ人に与えた。もちろん、故人の死亡時である一九二四年までの間には、ドイツ統一や第一次世界大戦という事態が生じていた。周知のように、第一次大戦の講和条約であるヴェルサイユ条約第二八九条は、

「各同盟國又ハ聯合國ハ獨逸國トノ間ニ復活セシメンコトヲ欲スルニ國間條約ヲ獨逸國ニ通告スヘシ。通告アリタルモノニ限り復活スヘク其ノ他ノ一切ノ條約ハ消滅スヘシ」と規定していた。しかし、米國は、一八二七年條約を通告の對象とはしなかつた。裁判所は、この点について、通告の對象となるのはあくまで戦争の發生によつて終了した二國間條約であり、戦争によつて影響を受けない條約については、通告の有無によつて効力が左右されるわけではないと、かつてカンザス州最高裁判所やネブラスカ州最高裁判所が示したのと同様の考え方を採用した。

〔事實〕

故人はドイツ國民であり、一九二四年ブレイメンにおいて遺言を残さなのまま死亡した。故人がカリフォルニア州に所有していた不動産の相続人には、アメリカ國民とドイツ國民がいた。ドイツとの間に戦争が始まるや、一九四一年、当該不動産は對敵通商法によつて凍結されてしまった。一九四八年まで、カリフォルニア州においていかなる行政的処理も行われなかつたが、米國司法長官は、一九五〇年、ブレイメンに居住する相続人の不動産に対する権利をみずからに帰属させる措置をとつた。これに対して、故人の管財人は、ドイツの相続人がアメリカ人の相続人のために故人の不動産に対するすべての権利を放棄する旨の、ドイツの裁判所で作成された権利放棄證書を提出した。しかし、米國司法長官は、当該證書は對敵通商法が有効であつた時期に作成され、当該制定法に違反しており無効であると主張した。さらに、米國に居住しない相続人は、当初から (ex nunc) 相続できないと主張した。但し、その相続権が條約によつて保障される場合はそのかぎりではない、とした。その結果、米國が一八二七年に自由ハンザ同盟共和國との間に締結した條約の効力が争われることとなつた。ブレイメンはかつてのハンザ同盟共和國の一つであるが、当該條約の第七條は、不動産及び動産の相続権を明確に規定し、外國人であることを理由とする差別規定や制限を設

けていなかった。もちろん、故人の死亡時である一九二四年までの間には、さきほども述べたように、ドイツ統合や第一次世界大戦という事態が生じていた。そこで、第一次大戦における米国とドイツの戦争状態の結果として、それ以前に存在した条約により規定されたドイツ国民の相続権が無効とされるかどうか、無効とされるとするならば、それらの条約は戦前の条約の復活に関するヴェルサイユ条約の諸規定が対象とする条約であるかどうかという問題が争われることとなった。

〔判決〕

カリフォルニア州高等裁判所は、「米国は、一八二七年のブレーメンとの条約のいずれの規定についても通告を行っていない」ことを確認した上で、カンザス州最高裁判所と同じ立場をとると明言し、「ヴェルサイユ条約第二八九条は戦争によって終了しなかった条約又は条約の一部には適用されないものと解釈される」との論旨を展開した。すなわち、

「『通告アリタルモノニ限り復活スヘク其ノ他ノ一切ノ條約ハ消滅スヘシ』との規定は、米独間のそれ以前に締結された条約を絶対的に一掃してしまう意図をもつものではない。第二八九条の表現は、いかような解釈も可能な不明確なものである。終了しなかった条約の規定が通告によって復活することや、戦争と両立する条約當事国国民の相互利益のためにおかれた規定を終了することがその意図するところであると軽々に想定することはできない。その旨の明示の表現がない場合、敵対行為と両立し且つ戦争が妨げない個人の相続権をなくすことが締約国の目的であったと推論することは困難である。第二八九条は、戦争によって終了した条約は同条に規定する方法によってのみ復活することができ、また戦争によって終了し復活されなかった条約は、『其ノ他ノ一切ノ條約ハ消滅スヘシ』

ということの意味するものである」との考えを示し、「本裁判所は、一八二七年のブレイメンとの条約規定は、ブ
レーメン国民の相続権に関するかぎり、マイヤーの死亡した一九二四年八月二日に有効なものであった」

と考えると判示した。なお、この判決が採用したヴェルサイユ条約第二八九条の下での通告されなかった条約の法的
地位についての解釈および立論は、ドイツとの他の通告されなかった二国間条約の地位についての行政府の見解——
たとえば、一八二七年のブレイメンとの条約を古くて廃れた条約とみなす國務省法律顧問の見解（「私は、これらの
条約のいかなる規定も依然として有効であるとす理由を見出せない」）——を無視したものであるとの批判もある。⁽⁷¹⁾
しかし何よりも注目されるのは、裁判所が、戦前に確立された基準——条約規定と戦争中の国内政策との両立性とい
う基準——に再び明確な形で支持を与えたことであろう。すなわち、

「戦争が交戦国間の既存の条約に及ぼす効果は、数多くの議論の対象となってきた。昔の学者が時折主張していた
古い学説——戦争はその事自体によって (*ipso facto*) 交戦国間のあらゆる条約を終了させる——は、現代の非常に多く
の判例によって否定されている。そして現在一般に受け入れられている見解は、条約の規定が戦争によって終了す
るかどうかは、条約の内在的性質によるといふものである。判例は、処分条約又は条約の処分的部分の実施にあ
たって、政府の政策、国家の安全若しくは戦争の遂行と両立しないものは何もないという点で一致しているように
思われる。かかる規定は、戦争状態と両立し終了しない」⁽⁷²⁾
と判示したのである。

以上、戦争が条約に及ぼす効果という問題を扱った米国の代表的判例を検討してきたわけであるが、これらの判例
の検討から次のような事実が確認できるように思われる。すなわち、戦争が条約に及ぼす効果について、米国の判例

は比較的に一貫しており、全般的傾向としていえることは、グルー國務長官代理が述べるように、「米国の裁判所は、多くの国際法研究者に比較して、戦争時の条約規定の効力の存続を支持する立場をとっているように思われる」⁽⁷³⁾ということがある。言葉を換えていえば、戦争が条約に及ぼす影響をできるだけ軽減しようとの傾向が一般にみられるといえよう。とりわけ私的権利を保護し維持しようとする傾向が顕著である。⁽⁷⁴⁾その意味で、国際法学会 (Institute) の特別報告者となったブロムズ (Broms) が、その報告書の中で述べた、少なくとも「現行の米国の実行に照らせば、戦争は私的権利に影響を及ぼす条約を自動的に終了させない」⁽⁷⁵⁾という言明は正しいように思われる。こうした判例形成の背景として、米国において、条約がいわば二重の役割を担わされていることがあるように思われる。すなわち、米国にあつては、条約は、一方において主権国家の合意という側面をもつが、他方において私的権利の直接の淵源としての役割を果しているからである。⁽⁷⁶⁾つまり、米國憲法第六條二項によれば、「すべての条約は、国の最高の法 (The supreme law of the land) である。これによつて各州の裁判官は、各州憲法または州法律中に反対の規定のある場合といえども、拘束される」⁽⁷⁷⁾わけで、裁判において、これらの条約規定が自動執行的なものとみられた場合には、直接適用され、それが結果として私的権利の保護に繋がつたという側面があるように思われるのである。いずれにしても、こうした米国の判例を形成した最大の要因は、米国の裁判所が、本主題にアプローチするに際して、それぞれの条約における当事国の意思⁽⁷⁸⁾、条約規定の性質、戦争中の国内政策と条約との両立性を、条約の可分性を基礎に個別具体的に検討する態度を採用したからであろう。事件の対象となつた条約には、平和条約のみならず通商条約がある。前述した日露講和条約の第三條をみるまでもなく、戦争の発生によつて終了する条約の類型として、通商条約はよくその例としてあげられてきたわけだが、少なくとも米国の裁判所における一八二八年のプロシアとの友好通商条約の取扱

いをみるかぎりは、そうした一般的な消滅主義は採用されていない。条約の可分性を前提に、私的権利に関する規定についてはその効力を承認する判例が多くみられた。さらに、例えば、戦前の二国間条約について、戦後の平和条約によって通告によって復活を定める規定があるが、実際にそうした形で通告された例は少ない。しかし、米国の判例に関するかぎりは、単に通告されなかった事実を捉えて当該条約は終了したとの結論に飛びつくことはなく、通告されなかった条約あるいは条約規定であっても、個々の事件において、その効力を認める判決が出されていることは、すでにみてきたところである。そこには、形式的判断に流されない米国の裁判所の特徴ともいえるべきものが息づいている。総じていえば、米国の判例は、初期の頃から、一般的消滅説に与することはなかったし、逆に、この学説に対して例外を設ける必要性を早くから強調してきたともいえる。次に、こうした米国の判例の影響を受けたとされる英国の判例についてみてみよう。

- (1) Harvard Draft on the Law of Treaties, *op. cit.*, p. 1167.
- (2) Oppenheim, *op. cit.*, p. 302.
- (3) Unknown, *op. cit.*, p. 515.
- (4) *Ibid.*, p. 518.
- (5) 本条の内容については、*Cf. Parry, op. cit.*, Vol. 52, p. 254.
- (6) Moore, *op. cit.*, p. 221.
- (7) 事件の詳細と事実関係については、*Cf. Hudson, op. cit.*, pp. 479-480.
- (8) Parry, *op. cit.*, Vol. 52, pp. 253-254.
- (9) McIntyre, *op. cit.*, pp. 31-32.
- (10) ジェイ条約の締結は本制定法の可決後なので、(10)での平和条約は、英国が米国の独立を承認した一七八三年九月三日の

- パリ条約第六条の規定を指すものと思われる。同規定は、「いかなる個人又は複数の個人に対しても、当該人物がこの戦争に参加していたという理由に基づいて、今後、いかなる収用も訴追も行われてはなら」ず、何人も「この理由に基づいて、身体、自由若しくは財産に対して今後損害を受けるものではない」と宣言していた。Cf. Moore's Digest, *op. cit.*, p. 372.
- (11) Hudson, *op. cit.*, pp. 480-481, Orfield and Re, *op. cit.*, pp. 73-74.
- (12) マクネニアは、本判決を、条約の類型を区別する必要を指摘することによって、いわゆる消滅主義の考えを否定したものと見て肯定的に解している。McNair, *op. cit.*, pp. 699-700.
- (13) カステルは、本判決を、戦争によって停止されない条約義務の完全な効力を承認した最初の表明として、高く評価している。Castel, *op. cit.*, p. 568.
- (14) McIntyre, *op. cit.*, p. 32. カステルによれば、本判決は、国際法学会の本主題の特別報告者であったポリティス (M. Politis) や一九一〇年の北大西洋漁業事件の仲裁判決にも影響を与えたといわれている。Castel, *ibid.*, p. 568.
- (15) *Annual Digest and Reports of Public International Law Cases*, 1919-1922, Case No. 271, pp. 387-389. また本事件については、Cf. Hudson, *op. cit.*, pp. 476-479, H. W. Briggs, *op. cit.*, pp. 936-942, William W. Bishop, Jr., *International Law Cases and Materials*, 3rd ed., Boston, 1971, pp. 194-197.
- (16) McIntyre, *op. cit.*, p. 39.
- (17) なお、敵性判定について国籍が排他的基準とならないという点については、大沼保昭「国籍とその機能的把握」(寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題』有斐閣、昭和六一年所収)一七五頁参照。また、本事件で採用された領域基準 (territorial test) は、英国の *Poter v. Freudenberg* ([1915] 1 K.B. 857 (C.A.)) の判決の流れをくむものである。そこでは、「ある人物が敵性外国人であるかどうかの基準は、その人の国籍ではなく、その人が居住する又は事業を行う場所である。敵国領土に自発的に居住し、また事業を行う人物は、敵性外国人である」と判示された。こうした敵性外国人の定義については、Cf. A. D. McNair, *Essays and Lectures upon Some Legal Effects of War*, Cambridge, 1920, pp. 23-25.
- (18) Parry, *op. cit.*, Vol. 102, p. 262.
- (19) もちろん、裁判所に求められたのは、第二条が、父の死亡時、すなわち米国とオーストリア・ハンガリーとの間に戦争状態が生じていた、一九一七年二月二七日に効力を有していたかどうかの決定であって、レノアール (J. Lenoir) が述べ

武力紛争が条約に及ぼす効果(三)

- るような一九二〇年（裁判所に本件が提起された時点）における効力の問題ではない。 Cf. J. J. Lenoir, "The Effect of War on Bilateral Treaties, With Special Reference to Reciprocal Inheritance Treaty Provision," *Georgetown Law Journal*, Vol. 34, 1946, pp. 129, 159-160. ㄱㄴㄷㄹ. Cf. McIntyre, *op. cit.*, pp. 20-21. なおマッキンタイアは「米國裁判所の一般的態度として、条約に及ぼす戦争の効果の問題が生じたとき、最初に当事國の意思を探るが、こうした意思が明確でない場合に、条約規定と戦時における国内政策との両立性という基準を採用する」との説明を行っている。 *ibid.*, p. 20.
- (21) McNair, *op. cit.*, p. 713.
- (22) 経塚作太郎「テクト対ヒュジュエス事件」(宮崎繁樹『国際法』同文館、昭和五六年所収)二四五頁。なお本書で、経塚教授は、「第一次大戦後、『全体戦争』、『経済戦争』といわれる総力戦の時代に、戦争と両立する敵國との条約がありうるだろうかという問題も残る」との疑問を示されているが、こうした疑問はひとり教授のみでなく、たとえばカステルも「米國の一連の判決は、本質的に寛大な判決であり、多くの外國の裁判所や學者に訴えるところがあつた。しかし、それは、戦争の現代的特質を考慮に入れていないように思われるし、現代の戦争が軍隊によると同様に、文民によって多く支えられていることを忘れておられるように思われる」と批判する。 Castel, *op. cit.*, p. 572. ただし彼は「このことから直ちに、戦争によって条約は終了するという、いわゆる消滅主義の見解に与するわけではない。 Cf. *ibid.*, p. 566. この点は、経塚教授の場合も同様だと思われる。経塚作太郎『現代國際法要論（新版）』、中央大学出版会、昭和五八年、三五六頁参照。
- (23) *Annual Digest*, 1925-26, Case No. 332, pp. 438-440.
- (24) Parry, *op. cit.*, Vol. 52, pp. 246-248.
- (25) *Annual Digest*, 1927-28, Case No. 363, pp. 535-536.
- (26) 本件において、裁判所は、インディアンの権利は、その永続的性格とそれが何世紀にもわたつて存在してきたことにより戦争にもかかわらず存続していると述べたわけだが、マッキンタイアは本事件はガン条約による権利の承認又は復活に基礎をおく判例と区別されるかもしれないとしている。ガン条約はジェイ条約第三条の下で存在した諸権利の復活を一般的に規定しているわけではないが、その第九条で「〔本条約の〕批准時に米國が戦闘状態にあるインディアンのすべての部族との敵対關係」を終了させること、及び、「かかる敵対關係の發生する以前の二八一一年当時、すべてのインディアン部族に

与えられ、彼らが享受していたすべての財産、権利及び特権を直ちに回復すること」と規定し、インディアンの戦前の権利を復活した。McIntyre, *op. cit.*, p. 48, n. 1.

- (27) *Annual Digest*, Case No. 363, editor's note, p. 536. また「一九四七年のニューヨーク州地方裁判所の訴訟である米国対カーナス事件 (*United States v. Karnuth*, 74 F. Supp. 660, 662 (D. C. N. Y. 1947)) で本判決は引用され支持を受けた。同事件は、カナダ生まれで純血の北アメリカインディアン（白人と婚姻関係にあった）であるドロシー・W・グッドウィン (Dorothy W. Goodwin) が、移民ビザとパスポートを所持していなかったこと及び偽造した申告書で審査を受けずにカナダから米国へ入国したことを理由に、カナダへの国外退去を命じられたのに対して、人身保護手続を求めたものである。一九四七年一月二十八日、ニューヨーク州西部地区の地方裁判所は、米国移民・帰化局に身柄を拘束されていた請願人の身柄の拘束を解くことを命じた。この裁判で、当局は、一七九四年のジェイ条約は一八二二年の戦争によって終了し、一八一四年のガン条約及び適用可能な制定法に基づき、ジェイ条約はインディアンの部族の実際の構成員にのみ適用されることを意図している」と主張した。当局は、「アメリカインディアン」(section 226a of Chapter 6, title 8 of U. S. C. A.) という表現は、「人種的な意味を包含しているのではなく単に政治的な意味にすぎず、彼女が白人男性と婚姻したことにより、その地位を失った」と主張したのであるが、裁判所はその意味は人種的なものであると認定した。判決は、先のガン条約第九条に言及し、ガン条約が、「ジェイ条約に基づくインディアンの地位を承認・復活し」その結果、同条約が「国境線のいずれかの側に居住するインディアン」に適用されるとの判断を示したのである。詳しくは「*Annual Digest*, 1947, Case No. 1, pp. 1-3. Whitman, *op. cit.*, pp. 504-505, J. H. W. Verzijl, *International Law in Historical Perspective*, Part VI, Leiden, 1973, p. 380. なお、「同じくインディアンの関係した訴訟において、逆に「ジェイ条約は、一八二二年の戦争によって終了した」との判断を示したカナダの判決については「*Cl. Verzijl, ibid.*, p. 381.

- (28) Parry, *op. cit.*, Vol. 78, pp. 290-291.
(29) *League of Nations Treaty Series*, Vol. XII, No. 1,2,3 and 4, 1922, p. 197.
(30) *Annual Digest*, 1929-30, Case No. 279, pp. 475-477.
(31) *Ibid.*, 1927-28, Case No. 364, pp. 536-538.
(32) *Annuaire de l'Institut de Droit International*, Vol. 59-I, 1981, p. 240.

武力紛争が条約に及ぼす効果(三)

- (33) 本件で提起された争点の一つは、米国移民法における「移民」の解釈であるが、この点については、*Cr. William C. Dennis, "The Effect of War on Treaties," A. J. L. L., Vol. 23, 1929, pp. 602-603.*
- (34) この裁判所の判決は、行政当局の考えと真つ向から対立するのみならず、立法府の反発をも招くこととなった。下院の移民・帰化委員会はこの判決を恐れをもって迎え、「判決が覆されなければ、移民法の運用に深刻な妨害をもたらすことにならう」と指摘した。*McIntyre, op. cit., pp. 45-46.*
- (35) *Ibid., p. 45.*
- (36) *Hudson, op. cit., p. 482, Hackworth, op. cit., p. 379.*
- (37) このでの議論は、ムーアのダイジェストに依拠して行われている。*Cr. Moore's Digest, op. cit., p. 383.* 権威としてあげられているのは、たとえば、前々号で既に紹介した、敵国臣民の領土退去の猶予のための条約や相互の同意によって保障された都市や地方の中立化条約を消滅主義の例外としてあげるヴァッテルの記述や「交戦国間の条約について、戦争状態がそれらすべてを消滅させると認めることはできない。戦争状態と両立しない条約のみが消滅するのである」というフィオーレの記述、さらには、消滅主義の考え方を支持するものはもはや存在しないというピレ (Pille) の見解や消滅主義の考えは「私的財産」の問題に対しては適用不可能であるというフィリモアの発言などである。*Ibid., pp. 384-385.*
- (38) このでも、カルボ (Calvo) を引用したムーアへの依拠がみられる。カルボはいわゆる客観説の代表的論者であり、戦争が条約に及ぼす効果という「問題の回答は、締結された約束の個々の性格によって左右される」と説く。つまり、「明らかに平時を想定して締結された条約上の絆や、友好条約、同盟条約及びその他同様の政治的性格をもった条約のように、その特別な目的が国家間の協調関係の促進にあるような条約に断絶が生ずることは、誰もが一致して認めるところである。関税や郵便協定、航海及び通商条約、そして私的権益に関する協定については、敵対行為の停止まで運用を停止するものと一般に考えられている。必然的な帰結として、戦争に関するあらゆる規定並びに永久的なものを規定した条項はすべて、敵対行為の発生にもかわからず、交戦当事国が、共通の合意により、それらの規定を終了させるか、あるいは別の規定が置かれなにかぎり、拘束力を失わないというのが原則である」と述べていた。*Ibid., p. 385.* もっともデニスによれば、裁判所が最も依拠したのは、ホルルの所説であるとされる。*Dennis, op. cit., pp. 604-605.* ちなみに、ムーアによって引用されたホルルの記述は、一回きりの行為によって事物の永久的な状態を創設することを意図する政治的目的をもった条約に及ぼす戦争の効果

の部分である。ホールは、この種の約定は、「新しい合意によって運用を停止されるか、あるいは、それに反する十分に長い使用に基づく権利によって無効とされるまで義務を課し続けるものとみなさなければならぬ」と主張した。さらに彼は外国人所有財産没収権 (*droit d'aubaine*) の廃止や、国籍の得喪を規律する条約は、戦争中は運用を停止するとみなされうると述べ、さらに、「当該条約の是認に基づき戦争以前に行われた行為の効果は変更されることなく保持されなければならない」と述べらる。Moore's Digest, *ibid.*, p. 384.

(39) Denis, *ibid.*, p. 605, n. 7.

(40) Hudson, *op. cit.*, pp. 483-485; Hackworth, *op. cit.*, pp. 379-382; Orfield and Re, *op. cit.*, pp. 75-78.

(41) 本判決は、早速、他の下級審にも影響を与えた。一九三七年、米国対ギヤロウ (*United States v. Garrou*) 事件において、米国関税・特許上訴裁判所は、カナディアン・インディアンはもはやジェイ条約によって主張される権利、すなわち関税を支払わずに商品を持ち込むことはできないと判示した。裁判所はカナダ国民とインディアンを区別することを拒否した、ガン条約第九条を自動執行的な条文とはみなさなかつた。本事件については、*Cf. McIntyre, op. cit.*, p. 49.

(42) Harvard Draft on the Law of Treaties, *op. cit.*, p. 1171.

(43) 実際、一九二八年二月五日、国務省の法務官はジェイ条約第三条の有効性について疑念を表明した。すなわち、「ジェイ条約第三条は、一八二二年の戦争にもかかわらず存続したという推定に基づいて、英国政府がこれまで何らかの公的行動をとったと認定することはできない。このことは、英国政府とロンドン駐在の米国公使アダムス氏との往復書簡で戦前に締結されたすべての条約は戦争によって終了するという英国によってとられた姿勢とあいまって、英国政府が同条約第三条を有効とみなしていないことを争う余地なく示しているように思われる」との見解を表明した。さらに彼は、米国政府の行動と見解も全く一致していないことを指摘し、「いかなる条約も戦争という単なる事実のみで終了しない」との見解に異議を表明し、「この見解は国際法学者や裁判所の判決によっても支持されているとは思えないし、ポール・ディアボ (Paul Diabo) 事件に関して国務長官から司法長官に宛てた一九二七年六月一〇日付の書簡に示されたその後の熟慮の上の国務省の見解を知つたかどうかは定かではない。この書簡は、カーナス事件で引用されていないために、最高裁判所がこうした国務省の見解を知つたかどうかは定かではない。Cf. McIntyre, *op. cit.*, p. 46, n. 2.

(44) E. D. Borchard, "The Effect of War on the Treaty of 1828 with Prussia," *A. J. L. L.*, Vol. 26, 1932, p. 585, 中の制限的な移

民政策は、第一次大戦後の米国の孤立主義への回帰の一端であるとみなされた。 Cf. McIntyre, *ibid.*, p. 45.

(45) McIntyre, *ibid.*, p. 47.

(46) Parry, *op. cit.*, Vol. 77, pp. 477 *et seq.*

(47) 米国・プロシア間の一八二八年五月一日の条約第二条は、大略、「米国の港に積み荷を満載若しくは底荷の状態に到着したプロシア船舶と、プロシア王国の港に積み荷を満載若しくは底荷の状態に到着した米国船舶は、その入港時・停泊中及び出航時に、トン税……水先案内料……港湾使用料など、政府や地方当局などの名の下に徴収される関税や料金について、……内国船舶と同等の待遇が与えられなければならない」と規定していた。 Cf. A. J. L. L., Vol. 26, 1932, pp. 622.

(48) ドイツとの新通商条約の内容については、 Cf. A. K. Kuhn, "The New Commercial Treaty with Germany," *A. J. L. L.*, Vol. 19, 1925, pp. 553-555.

(49) Hackworth, *op. cit.*, p. 376. なおバック判事は、「同じく平等待遇を規定した改正法第四二二九条（下記の注(52)参照）は、一八七一年のドイツ帝国の形成によって失効したと考えた。彼によれば、「条約は、その性質において、合意である。その先行国の義務は承継国によって承認されているように思える。しかし、制定法は合意ではない。それは単にその文言を超えて拡大されるべきでない行政部のための行為規則に過ぎない」と判示した。しかし、制定法が条約を履行することを意図したものである以上、何故に同様の解釈が適用されないのか明らかではなう。 Cf. Borchard, *op. cit.*, p. 584, n. 4.

(50) *I. L. R.*, 1929-30, Case No. 280, pp. 477-479, Hackworth, *ibid.*, pp. 385-386.

(51) 被告である米国政府が、大統領宣言は互惠的なトン税免除のために改正法第四二二〇条が要求する平等の回復のために必要な行為であるとしたのに対して、裁判所は、当該宣言は独立した意義を持たず、行政上の目的のためにドイツ船舶の権利を単に確認したものに過ぎないと判示した。 Cf. Borchard, *op. cit.*, p. 583, n. 2 and p. 584.

(52) 改正法第四二二九条は明らかに一八二八年条約第二条を実施することを意図した規定であり、その内容は以下の通りである。「米国の船舶及び積荷にとって支払い可能な税以外の又はそれ以上の税を、いずれかの場所から来ようとも又その積荷がいかなるものであるとも、プロシア若しくはその支配下にある船舶に対して課したり徴収したりすることはできない。」

ibid., p. 583, n. 2.

(53) 本事件の詳細は事実関係については、 Cf. A. J. L. L., Vol. 26, 1932, pp. 618 *et seq.*

- (54) Borchard, *op. cit.*, p. 582.
- (55) *A. J. L. L.*, Vol. 26, 1932, pp. 621-625.
- (56) フレンスブルク汽船会社事件の事実関係はソフィー・リックマー号事件のそれと共通点をもつが、請求裁判所は、後者の事件でマック判事が失効したものとみなした制定法第四二一九条を支持し、みずからの判決を主としてこの制定法に基づかせた点で際立った対照を示している。Cf. McIntyre, *op. cit.*, p. 44.
- (57) Borchard, *op. cit.*, p. 584.
- (58) *Annual Digest*, 1947, Case No. 82, pp. 171-176. 本事件の詳しい内容は、Cf. *A. J. L. L.*, Vol. 42, 1948, pp. 201-209, Whiteman, *op. cit.*, pp. 497-499, Bishop, *op. cit.*, pp. 198-199.
- (59) *Ibid.*, p. 202, Bishop, *ibid.*, p. 198.
- (60) McIntyre, *op. cit.*, pp. 22-23, n. 2.
- (61) 詳しくは、拙稿「武力紛争が条約に及ぼす効果」(「関西大学法学論集第四三巻第五号、三七—三八頁参照)。
- (62) 同条の内容については、Cf. *A. J. L. L.*, Vol. 42, 1948, p. 201, n. 1.
- (63) 一九四六年一月一日の行政命令九七八八号によつて、その機能は司法長官に引き継がれた。*Ibid.*, p. 201, n. 2.
- (64) ランクによれば、カリフォルニア州の検事総長は、「先の世界大戦は総力戦であり、それは人間の行為や活動のあらゆる分野に浸透していることが実際に承認されねばならない。われわれは、平時に発効した条約に及ぼす戦争のまさしく現実の効果を無視することはできなから」と述べて、条約義務終了の論陣を張つたとされる。Cf. Rank, *op. cit.*, p. 321.
- (65) 同様の趣旨の判例として、ケース対ブロックス等事件、カンザス州対リアドン事件が引用されている。Bishop, *op. cit.*, p. 199, n. 140.
- (66) *Ibid.*, pp. 198-199, *Annual Digest*, Case No. 82, pp. 174-176, McIntyre, *op. cit.*, p. 20.
- (67) 事件の詳しい内容は、Cf. *A. J. L. L.*, Vol. 42, 1948, pp. 201-209. なお本稿では触れていないが、外国人による動産の相続に対する本判決の考え方に対する批判については、Cf. V. V. Meekison, "Treaty Provisions for the Inheritance of Personal Property," *A. J. L. L.*, Vol. 44, 1950, pp. 313-332.
- (68) *I.L.R.*, 1951, Case No. 154, pp. 499-506. その他、本判決については、Cf. M. W. Whiteman, *Digest of International Law*,

Vol.14, Washington, 1970, pp. 500-501.

- (69) 自由ハンザ同盟は、リューベック、ブレメメン及びハンブルグによって形成されていた。本事件でとりあげられているブレメメンは、一六四六年フレドリック三世によって自由都市として創設され、一八六六年北ドイツ連合の一部となり、一八七一年にはドイツ帝国の一部となった。I.L.R., *ibid.*, p. 500, n. 5. なお米国は、一八二七年のブレメメンとの条約を北ドイツ連合およびドイツ帝国形成後のドイツにも適用可能なものと承認していた」とされる。Ibid., n. 6.

(70) *State of Kansas v. Reardon, supra.*

- (71) Whiteman, *op. cit.*, p. 501, McIntyre, *op. cit.*, pp. 314-316. もともとマッキンタイアは、この判決は法的観点からは誤りであるといえるが、個人の相続権を保護したという点に鑑みると、道徳的観点からは非難することは困難だとのいささか感想主義的な見解を付け加えている。Ibid., pp. 318-319.

(72) I.L.R., 1951, *op. cit.*, pp. 501-502.

(73) Whiteman, *op. cit.*, p. 497.

(74) McIntyre, *op. cit.*, p. 51.

(75) *Annuaire de l'Institut de Droit International*, Vol. 59-I, 1981, p. 241.

(76) *Unknown, op. cit.*, p. 515.

(77) 宮沢俊義『世界憲法集第四版』、岩波書店、一九八三年、四九頁。

- (78) 第九巡回裁判所は、*Allen v. Matham* (156 F. 2d 653 (9th Cir. 1946)) において、「条約が戦争中も有効であるかどうかは、条約に明記された締約国の意思に左右される」と判示した。Rank, *op. cit.*, p. 325.

〔前号の訂正〕

- ①五六頁九行目の「停止主義の立場の立場を」を「停止主義の立場を」に訂正。
 ②同頁一〇行目の「マルテンス回答は」を「マルテンスは」に訂正。

* 本稿は、平成四年度及び平成五年度の学術研究助成基金による研究成果の一部である。ここに記して厚く謝意を表したい。